



2026年6月26日

各 位

会 社 名 CKD株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥岡 克仁
コード番号 6407 東証プライム、名証プレミア
問合せ先責任者 総務部長 今井 智明
TEL 0568-74-1111

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,088株
(3) 処分価額	1株につき7,840円
(4) 処分価額の総額	39,889,920円
(5) 割当予定先	取締役3名（※） 5,088株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である当社の取締役が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年4月27日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。また、2018年6月22日開催の第98期定時株主総会において、①同制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額120百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から、当社の取締役会が定める日までの期間

とすること、及び③正当な理由により譲渡制限期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には譲渡制限を解除することにつき、ご承認をいただいております。その後、2026年6月26日開催の第106期定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）を対象とする報酬制度としての譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額120百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年48千株以内とすること、③譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から、当社の取締役会が定める日までの期間とすること、及び④正当な理由により譲渡制限期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には譲渡制限を解除することにつき、改めてご承認をいただいております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役3名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計39,889,920円、ひいては当社の普通株式5,088株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を当社取締役を退任する日までと設定いたしました。

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2026年7月24日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、2026年7月24日（払込期日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、当該喪失の日の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該喪失日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又

は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合は1とみなす。）に、当該時点において保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である7,840円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上